

教えて！ 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日に発送しました。これらの税金の質問にお答えします。



Q 土地の評価について教えてください。

A 今年度は3年に1度の評価替えの年にあたることから、地価公示価格や鑑定評価価格を活用して土地の評価を見直し、評価の均衡化と適正化を図りました。なお、市内の宅地などの価格（地価）は依然として下落が続いていることから、一部の土地を除き地価の下落を土地の評価に反映しました。

Q 家屋の評価について教えてください。

A 評価替えの年であるため、昨年中に新築・増築された家屋は、新しい国の評価基準により評価しました。また、新築以外の家屋については、年数の経過による損耗状況や建築物価の変動分をもとにして評価の見直しを行いました。一部の家屋では評価額が建築物価の影響などにより据え置かれています。

Q 平成23年に住宅を新築しましたが、今年度分からは固定資産税が高くなったのはなぜですか。

A 新築の一般住宅は建築促進を図るため3年間

の減額制度があり、そのため固定資産税が減額されますが、減額期間が終了した4年目（平成27年度）からは本来の税額となるため昨年と比べ高くなったのです。

Q 昨年の12月に古い住宅を取り壊し、そのあとを駐車場にしたところ、土地の固定資産税が高くなったのはなぜですか。

A 宅地のうち住宅用地については、その税負担を軽減するための特例措置が設けられています。税額が高くなったのは、住宅用の家屋が取り壊されたために、1月1日現在では住宅用地に認定されなくなり、特例措置が受けられなくなったためです。

Q 土地の1筆ごと、家屋の1棟ごとの税額が知りたいのですが。

A 納税通知書には課税明細書が添付されており、それぞれの相当税額が表示されていますのでご確認ください。

Q 共有名義で所有する固定資産はどのように課税されるのですか。

A 共有名義で所有する固定資産は、共有代表者宛てに送付されます。なお、共有代表者を変更される場合は、届出が必要になります。

Q 固定資産の所有者が死亡した場合のよう

A 相続等の不動産登記がされるまで法定相続人の中から代表者を決めていただき、納税通知書はその代表者宛てに送付します。

Q 税金はどのように納めたいのですか。

A 窓口納付用の納税通知書には納付書が同封されていますので、お近くの金融機関の窓口や郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます（詳しくは納付書の裏面をご覧ください）。

Q 口座振替をご希望の場合

は、納税通知書と預金通帳、銀行印を持参いただき、取扱金融機関の窓口でお申し込みください。

Q 固定資産税の対象となる資産は何ですか。

A 土地、建物（家屋）および償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）が固定資産税の対象となります。

ただし、それぞれの課税標準額（税金の計算のもとになる額）の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円

Q 固定資産税を納める人は誰ですか。

A 原則として固定資産を1月1日現在に所有している方です。したがって、今

年の1月2日以降に売買された場合は不動産登記済のものでも、納税通知書は今年の1月1日時点での所有者に届きます。

Q 都市計画税とはどのような税金ですか。

A 都市計画事業（道路や公園、下水道の整備など）や土地区画整理事業に必要な費用に充てるために目的税として課税されるものです。

Q 都市計画税を納める人は誰ですか。

A 都市計画区域内のうち、条例で定められた区域に所在する土地（山林や原野を除く）や家屋を1月1日現在に所有している方です。

問合せ先 税務課 ☎35-3627
広報ID 1000401

市税の納付は便利・安全・確実な口座振替がおすすめです